

第105期

定時株主総会招集ご通知

日時 2023年6月26日（月曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所 佐賀市松原四丁目2番12号
当行本店6階会議室

ご出席株主さまへのお土産の配付は取りやめ
とさせていただきます。何卒ご理解いただきます
ようお願い申し上げます。

目次

■ 第105期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 第105期事業報告	3
■ 計算書類	17
■ 監査報告書	19
(株主総会参考書類)	
第1号議案 定款一部変更の件	22
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。 5名選任の件	24
第3号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。 に対し退職慰労金贈呈の件	26

◇経営理念について

全役職員に当行の目指すべき道筋を明確にするために、「経営理念」を制定し、公表しています。当行はこの「経営理念」に則った行動に全行を挙げて取り組んでまいります。

- 一．健全経営に徹し、地域経済の発展に寄与する。
- 一．時代の変化を機敏にとらえ、挑戦し続ける。
- 一．お客さまと株主、行員とその家族のために最善をつくす。

2023年6月9日

株 主 各 位

佐賀市松原四丁目2番12号
株式会社 **佐賀共栄銀行**
取締役頭取 二 宮 洋 二

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月23日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀市松原四丁目2番12号 当行本店6階会議室
3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

第105期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席できない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に記載または表示すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ(<https://www.kyogin.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 次の事項につきましては、法令並びに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保する体制」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査法人が独立監査人の監査報告書を作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載されているもののほか、この「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。また、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載されているもののほか、この「業務の適正を確保する体制」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(添付書類)

第105期 { 2022年4月1日から } 事業報告
{ 2023年3月31日まで }

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[金融経済情勢]

わが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、景気に持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格の高騰や急激な円安進行、ウクライナ情勢の長期化等、先行き不透明な状況が続きました。

地域金融機関を取り巻く状況は、新型コロナウイルスの影響も和らぎ、イベントなどの開催も徐々に増え始め、飲食業やホテル業などのサービス業を中心に回復の兆しが見え始めているものの、仕入れ価格の高騰や賃上げ等の課題に直面しており、収益状況は依然として厳しい状況にあります。

当行は、お客さまのもとに足繁く通い、お客さまに対する資金供給の役割やお客さまの課題解決提案等に注力することにより、引き続きお客さまへの積極的な支援に取り組んでまいります。

[事業の経過及び成果等]

このような金融経済情勢のもと、2022年度における業績は次のとおりとなりました。

◇預金

預金につきましては、前年度末比61億13百万円減少し2,355億55百万円となりました。

◇貸出金

貸出金につきましては、前年度末比47億82百万円減少し1,907億66百万円となりました。

◇損益状況

経常収益は、有価証券利息配当金が減少したものの、貸出金利息、国債等債券売却益、株式等売却益が増加したこと等により、前年度比1億36百万円増加し62億62百万円となりました。貸出金利息は前年度比93百万円増加の42億50百万円となり、7期連続の増加となりました。また、有価証券利息配当金は、欧米金利上昇に伴う債券市況悪化の影響を受け、2億27百万円減少し7億10百万円となりました。役員取引等収益は14百万円減少し6億26百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額が減少したものの、国債等債券売却損、株式等償却が増加したこと等により、前年度比1億90百万円増加し51億92百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比53百万円減少し10億70百万円となり、当期純利益は3億28百万円増加し9億68百万円となりました。

●コア業務純益

一般企業の営業利益に相当するコア業務純益は、貸出金利息は当期も増加しましたが有価証券利息配当金の減少等により、97百万円減少し13億65百万円となりました。

◇不良債権の状況

金融再生法開示債権残高は、前年度末比4億60百万円増加して76億89百万円となり、金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.33ポイント上昇して4.01%となりました。

◇自己資本比率

自己資本比率は、前年度末比0.49ポイント上昇して9.17%となり、国内基準の4%を大幅に上回っております。

◇業務面の取り組み

2022年度は主に次のような取り組みを行ってまいりました。

●事業性融資先開拓

お客さまのもとへ足繁く通う営業活動を徹底し、新型コロナウイルスに関するご融資や、補助金申請支援、ビジネスマッチング、事業承継・M&A支援等の課題解決型の営業に取り組みました。その結果、事業性融資先数は、前年度末比352先純増し、6千先を超えました。2016年度末3,148先から2022年度末時点で6,151先となり、7年間で3,003先増加しております。

●デジタルサービスの拡充

お客さまの利便性向上のために、スマートフォン向けアプリ「佐賀共栄銀行バンキングアプリ」の提供を開始しました。このアプリは、スマートフォンをお使いであればご登録していただくことで、その場ですぐに口座の残高、入出金明細が確認できるなど、便利にお使いいただけるサービス内容となっております。また、デジタル化・ペーパーレス化のニーズに対応していくため、紙の通帳を発行しない「通帳非発行口座」の取扱い開始に加え、「佐賀共栄銀行バンキングアプリ」や当行ホームページによる非対面での新規口座開設とインターネットバンキングの新規申込を開始しました。

また、本年8月を目途にPay Payとのサービス連携を予定しております。時間や場所を選ばずにご利用できるデジタルサービスの拡充にも一層力を入れてまいります。

●店舗網の見直し

店舗網を効率化するとともに、渉外行員の集中化により営業力を強化する目的で店舗統廃合を実施してまいりました。2022年度中には、有田支店をランチインランチ方式にて伊万里支店に統合したほか、佐世保支店をテナントビル3階に移転し、空中店舗といたしました。その結果、2022年度末の拠点数は19ヵ店となりました。

●職場環境の改善

働きやすい職場環境づくりの一環として、本店4階フロアの全面改修を実施いたしました。実際に勤務する行員の意見を取り入れ、天井や壁を取り除き、Wi-

F i対応により配線を極力減らすことで、解放感のある先進的なフロアとなっております。また、残業時間の削減にも取り組み、管理職と非管理職が同じ時間に退社するよう奨励したことによって、全体での残業時間の短縮化を実現しております。

[対処すべき課題]

当行では、2021年度から2023年度までの3年間の第十三次中期経営計画を策定し、「地域に根ざした面倒見の良い銀行」を目指す姿としています。

2023年度は計画の最終年度として「収益性の向上」「徹底したコスト削減」「人材の活性化」の基本方針をさらに推し進め、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

1. 収益性の向上

引き続きお客さまのもとに足繁く通う営業活動を展開し、実権者の方との面談や対話を徹底して行います。

お客さまの業績改善のため、本支店一体となって、課題解決に取り組んでまいります。また、ご融資のご回答期限の短縮化や、ビジネスマッチング支援などの取り組みによりお客さまの満足度を高め、適正な貸出金利息の確保に努めてまいります。

2. 徹底したコスト削減

これまでも店舗統廃合や経費削減に取り組んでまいりましたが、採算の合わない業務やコストを見直し、業務の効率化を行うことにより、さらなるコスト削減に取り組んでまいります。

行員数につきましては、2023年4月1日時点で283名となっておりますが、一人一人の生産性を上げることにより2023年度末までに270名程度の体制といたします。なお、人員を削減する一方で、賞与を増やすことにより行員1人当たりの収入は増加させ、その中で総人件費は抑制していく予定です。

3. 人材の活性化

行員一人ひとりが持続的に成長・活躍できる環境を整備し、時代の変化に挑戦し続けられるよう、多様性に富んだ人材の育成に取り組んでまいります。

「気づき・考え・行動する」をスローガンとして掲げ、行員一人ひとりがアンテナを高くし、自ら考え、実行に移すまでを一連のアクションとすることができるよう取り組んでまいります。

女性活躍の推進につきましては、女性管理職の登用を積極的に行ってまいります。2023年4月に4名の女性管理職を登用したことにより、現在8名となり、管理職に占める女性の割合は14.3%となりました。今後、さらに女性管理職を登用し、管理職に占める女性の割合を高め、多様性が尊重される組織の実現に努めてまいります。

また、能力のある人材を積極的に登用し、人材の活性化に取り組んでまいります。

当行は、これからもお客さまの一層のご信頼とご支援をいただけるよう努力してまいります。株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	229,313	246,340	241,668	235,555
定期性預金	123,250	114,713	108,456	101,989
そ の 他	106,062	131,626	133,211	133,565
貸 出 金	183,625	196,126	195,549	190,766
個人向け	42,324	42,663	42,780	43,175
中小企業向け	119,251	135,023	137,583	136,930
そ の 他	22,049	18,440	15,185	10,660
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	59,492	60,212	58,888	52,229
国 債	4,901	5,263	6,342	2,167
そ の 他	54,590	54,949	52,545	50,062
社 債	—	—	—	—
総 資 産	258,056	278,337	274,638	264,298
内国為替取扱高	750,552	772,999	639,578	660,634
外国為替取扱高	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル —
経 常 利 益	98	596	1,124	1,070
当 期 純 利 益	485	301	639	968
1株当たり当期純利益	円 銭 22 22	円 銭 13 80	円 銭 29 28	円 銭 44 30

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	275人
平 均 年 齢	40年8月
平 均 勤 続 年 数	16年11月
平 均 給 与 月 額	339千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
佐 賀 県	14	(ー)
福 岡 県	4	(ー)
長 崎 県	1	(ー)
合 計	19	(ー)

(注) 1. 営業所数は拠点数で報告しております。

2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を10か所設置しております。

当年度新設営業所

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	146
---------------	-----

重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本 店 4 階 改 装 工 事	51
伊 万 里 支 店 改 修 工 事	41

- (6) 重要な親会社及び子会社等の状況
該当ありません。

〔重要な業務提携の概況〕

- ① 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
 - ② 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
 - ③ 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
 - ④ ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
 - ⑤ セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。
- (8) その他当行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(2022年度末現在)

氏 名	地位及び担当		重 要 な 兼 職	そ の 他
二 宮 洋 二	取 締 役 頭 取 (代表取締役)			
力 久 芳 則	常 務 取 締 役	業務統括部担当		
日 高 明 美	取 締 役	事務統括部担当		
平 山 修	取 締 役	総合企画部、人事部 担当		
宮 崎 耕 治	取 締 役 (社外取締役)			
吉 田 英 二	取 締 役 常勤監査等委員			
安 永 恵 子	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員		弁 護 士 弁護士法人安永法律事務所 代表 弁 護 士 (株)戸上電機製作 所社外監査等委 員	
岸 川 浩 幸	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員		税理士、公認会 計士 税理士法人佐賀 総合会計代表社 員 西部電機(株)社外 監査役	公認会計士資格 を有し、財務及 び会計に関する 相当程度の知見 を有しております。

(注) 重要な会議等への出席や監査法人及び監査室との連携を密に図ること等により、監査・監督機能を強化するために吉田英二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

本方針は当行取締役会において次のとおり決定しております。当行の取締役の報酬等については、役位に応じて支給する「月額報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労引当額」にて構成しております。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、独立性確保の観点から、定額で支給する「月額報酬」のみとしております。

「報酬等」につきましては、2016年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終了時時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名、監査等委員である取締役は3名であります。

なお、役員報酬等の額の決定過程における、取締役会等の活動内容は以下のとおりであります。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、2022年6月28日の取締役会において、基本方針に基づき決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

②取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

(単位：名,百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	5	99 (21)
取 締 役（監 査 等 委 員）	3	17 (2)
計	8	117 (24)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書しております。
 2. 業績連動報酬の設定はありません。
 3. 非金銭報酬は該当ありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
宮 崎 耕 治	任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金3百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
安 永 恵 子	同上
岸 川 浩 幸	同上

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
宮崎 耕治	
安永 恵子	弁護士法人安永法律事務所代表弁護士、(株)戸上電機製作所社外監査等委員
岸川 浩幸	税理士法人佐賀総合会計代表社員、西部電機(株)社外監査役

(注) (株)戸上電機製作所及び西部電機(株)と当行との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
宮崎 耕治	2年 9ヵ月	当事業年度開催 取締役会23回のうち23回出席	取締役会の全回に出席し、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。(注) 1
安永 恵子	4年 9ヵ月	当事業年度開催 取締役会23回のうち22回出席 監査等委員会16回のうち15回出席	取締役会及び監査等委員会のほぼ全回に出席し、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。(注) 2
岸川 浩幸	2年 9ヵ月	当事業年度開催 取締役会23回のうち22回出席 監査等委員会16回のうち15回出席	取締役会及び監査等委員会のほぼ全回に出席し、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。(注) 3

(注) 1. 宮崎耕治氏は当行社外取締役在任期間中において、医師及び前佐賀大学長としての専門知識や豊富な経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(注) 2. 安永恵子氏は当行監査等委員である社外取締役であり、社外取締役在任期間中において弁護士としての専門知識や豊富な経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(注) 3. 岸川浩幸氏は当行監査等委員である社外取締役であり、社外取締役在任期間中において公認会計士及び税理士としての財務及び会計、税務に関する相当な知見に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：名,百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3	7	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 40,000千株
発行済株式の総数 22,034千株

(2) 当年度末株主数 1,207名

(3) 大株主 2023年3月31日現在

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
松尾建設株式会社	1,496 千株	6.85 %
久光製菓株式会社	1,461	6.69
株式会社みずほ銀行	1,130	5.17
株式会社西日本シティ銀行	1,058	4.84
株式会社佐賀銀行	823	3.77
昭和自動車株式会社	779	3.56
株式会社三井住友銀行	750	3.43
株式会社りそな銀行	697	3.19
株式会社福岡中央銀行	655	2.99
株式会社豊和銀行	567	2.59
計	9,419	43.12

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に、職務執行の対価として取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を含む。）に対して当行が交付した株式はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

6. 当行監査法人に関する事項

(1) 当行監査法人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他の他
太陽有限責任監査法人		
指定有限責任社員 河島啓太 指定有限責任社員 山村幸也	21	(注)3

- (注) 1. 当行の公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務に基づく報酬は21百万円であります。
2. 当行と監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には合計額を記載しております。
3. 監査法人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに監査法人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当行は内部統制監査を実施しておらず、また第1四半期及び第3四半期の四半期レビューを取りやめたため、これらに係る報酬は上記金額に含まれておりません。

(2) 責任限定契約
該当ありません。

(3) 補償契約
該当ありません。

(4) 当行監査法人に関するその他の事項
監査法人の解任又は不再任の決定の方針
当行都合の場合の他、当該監査法人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「監査法人の解任又は不再任」を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

11. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としています。

第105期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	21,081	預 金	235,555
現 金	4,264	当 座 預 金	1,301
預 け 金	16,816	普 通 預 金	130,938
有 価 証 券	52,229	貯 蓄 預 金	510
国 債	2,167	通 知 預 金	470
地 方 債	5,974	定 期 預 金	100,393
社 債	22,270	定 期 積 金	1,596
株 式	7,689	そ の 他 の 預 金	344
そ の 他 の 証 券	14,128	借 入 金	10,500
貸 出 金	190,766	借 入 金	10,500
割 引 手 形	610	そ の 他 負 債	1,609
手 形 貸 付	14,245	未 払 法 人 税 等	127
証 書 貸 付	166,150	未 払 費 用	231
当 座 貸 越	9,759	前 受 収 益	225
そ の 他 資 産	463	給 付 補 て ん 備 金	0
前 払 費 用	17	そ の 他 の 負 債	1,025
未 収 収 益	190	賞 与 引 当 金	228
そ の 他 の 資 産	255	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	128
有 形 固 定 資 産	2,142	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	54
建 物	511	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	188
土 地	1,473	支 払 承 諾	699
建 設 仮 勘 定	0	負 債 の 部 合 計	248,964
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	157	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	168	資 本 金	2,679
ソ フ ト ウ ェ ア	157	資 本 剰 余 金	1,259
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11	資 本 準 備 金	1,259
繰 延 税 金 資 産	281	利 益 剰 余 金	10,035
支 払 承 諾 見 返	699	利 益 準 備 金	980
貸 倒 引 当 金	△3,534	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,055
		別 途 積 立 金	4,367
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,687
		自 己 株 式	△80
		株 主 資 本 合 計	13,894
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,054
		土 地 再 評 価 差 額 金	385
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,440
		純 資 産 の 部 合 計	15,334
資 産 の 部 合 計	264,298	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	264,298

第105期 (2022年 4月1日から 2023年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 用 収 益		6,262
資	金 運 用 収 益	4,988	
	貸 出 金 利 息 配 当	4,250	
	有 価 証 券 利 息 利 当	710	
	預 け 金 利 息	27	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	626	
	受 入 為 替 手 数 料	181	
	そ の 他 の 役 務 収 益	445	
そ	の 他 の 業 務 収 益	425	
	国 債 等 債 券 売 却 益	308	
	国 債 等 債 券 償 還 益	116	
そ	の 他 の 経 常 収 益	222	
	株 式 等 の 売 却 益	195	
	そ の 他 の 経 常 収 益	26	
経	常 費 用		5,192
資	金 調 達 利 費	35	
	預 金 引 等 利 費	35	
役	務 取 引 等 費 用	770	
	支 払 為 替 手 数 料	12	
	そ の 他 の 役 務 費 用	758	
そ	の 他 の 業 務 費 用	589	
	国 債 等 債 券 売 却 損	584	
	国 債 等 債 券 償 還 損	4	
営	業 他 の 経 常 費 用	3,466	
そ	の 倒 引 当 金 繰 入 額	329	
	貸 株 式 等 の 売 却 損	156	
	株 式 等 の 他 の 経 常 費 用	23	
	そ の 他 の 経 常 費 用	108	
	そ の 他 の 経 常 費 用	40	
経	特 別 利 益		1,070
特	固 定 資 産 処 分 益	53	
	固 定 資 産 処 分 損	0	
	固 減 資 損	52	
	引 前 当 期 純 利 事 業 税		1,071
税	法 人 税 住 民 税 等 純 利	317	
法	法 人 税 期 純 利	△213	
法	法 人 税 期 純 利		103
当	法 人 税 期 純 利		968

監査法人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 佐賀共栄銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 村 幸 也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀共栄銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

2023年5月24日

株式会社 佐賀共栄銀行

取締役頭取 二宮 洋 二 殿

株式会社 佐賀共栄銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田 英 二

監査等委員 安永 恵 子

監査等委員 岸川 浩 幸

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会社法第337条第1項に基づく監査法人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(注) 監査等委員 安永 恵子及び岸川 浩幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当行は、現行定款第15条に「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」を定めております。「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当行の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	にの みや よう じ 二 宮 洋 二 (1951年3月23日生) 〔再任〕	30,000株	1975年4月 大蔵省入省 1997年7月 銀行局特別金融課長 1999年7月 北海道財務局長 2001年7月 大臣官房参事官 2002年7月 神戸税関長 2005年6月 放送大学学園理事 2008年10月 地方公営企業等金融機構（現地方公共団体金融機構）理事 2011年6月 (株)TSIホールディングス常勤監査役 2014年6月 取締役頭取（現任）
2	りき ひさ よし のり 力 久 芳 則 (1961年10月27日生) 〔再任〕	20,500株	1987年4月 当行入行 2002年4月 大和支店長 2003年7月 佐賀西支店長 2007年4月 佐賀市南エリア営業部副部長 2008年4月 有田支店長 2009年4月 小城支店長 2013年4月 (株)御船山観光ホテル（現楽園計画(株)） 経理部長 2015年4月 佐賀北支店長 2016年4月 営業統括部長 2017年6月 取締役 2020年6月 常務取締役（現任） 〔業務統括部担当〕

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当行の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	ひら やま おさむ 平 山 修 (1967年2月26日生) 〔再任〕	11,000株	1989年4月 当行入行 2007年4月 審査管理部審査グループ上席審査役 2008年4月 白石支店長 2011年2月 総合企画部財務企画グループ上席調査役 2014年1月 総合企画部副部長 2014年10月 総合企画部長 2021年6月 取締役(現任) 〔総合企画部・人事部・総務部担当〕
4	のう ども けん じ二 納 富 健 二 (1970年7月11日生) 〔新任〕	3,000株	1995年4月 当行入行 2009年10月 兵庫支店長 2013年4月 監査部監査グループ上席検査役 2015年4月 鳥栖支店長 2020年4月 営業統括部長 2021年4月 業務統括部長(現任)
5	みや ざき こう じ 宮 崎 耕 治 (1949年4月10日生) 〔再任〕	一株	1974年6月 九州大学附属病院第一外科 医師 1995年12月 佐賀医科大学医学部 教授 2003年10月 佐賀大学医学部 教授 2006年4月 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 副病院長 2008年4月 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 病院長 2009年10月 国立大学法人佐賀大学理事 副学長 2015年10月 国立大学法人佐賀大学長 2020年6月 当行非常勤取締役(現任)

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 宮崎耕治氏は社外取締役候補者であります。
- (注) 3. 宮崎耕治氏は現在当行の社外取締役であり、その在任期間は2020年6月25日より3年を経過しております。
- (注) 4. 宮崎耕治氏は当行社外取締役在任期間中において、医師及び前佐賀大学長としての専門知識や豊富な経験に基づく発言、助言をいただき、適切に職責を果たしていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待して、選任をお願いするものであります。
- (注) 5. 当行は、社外取締役宮崎耕治氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金3百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、責任限定契約を締結しております。宮崎耕治氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

第105期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）の日高明美氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は内規に基づき役位、在任期間等を勘案した上で算出されますため、相当であると考えております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ひだか あけみ 日高 明美	2019年6月 取締役就任 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

佐賀市松原四丁目2番12号 電話：0952-26-2161

佐賀共栄銀行本店 6階会議室



交通のご案内

- 九州佐賀国際空港より ▶▶▶ 車で約25分
- 長崎自動車道「佐賀大和 I.C.」より ▶▶▶ 車で約25分
- 長崎本線JR佐賀駅より ▶▶▶ 車で約7分
- 佐賀駅バスセンターより ▶▶▶ 「片田江バス停」下車徒歩約3分